

ショートステイ エルタ重要事項説明書

(令和7年4月1日現在)

説明日：令和 年 月 日

私は、契約書及び本書面により、事業者から短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業についての重要事項の説明を受け同意いたしました。

【事業者】	住 所 福島県福島市東浜町10番16号 代表者 理事長 小林 康男 ㊞ 説明者 ㊞
【利用者】	住 所 氏 名 ㊞
【代理人】	住 所 氏 名 ㊞ (本人との関係：続柄)

1 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の概要

(1) 事業の目的及び運営方針

事業の目的	特定非営利活動法人エルタが開設する ショートステイ エルタ（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護事業及び指定介護予防短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な介護を提供することを目的とする。
運営の方針	事業の実施にあたっては、外出が困難な方々に地域住民またはその自発的な活動等との連携または協力を得て、地域との社会交流に努めるものとする。また、事業所の介護職員等は、利用者の特性をふまえて、その有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練による身体機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。 事業の実施にあたって、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(2) 事業所の概要

設置者名	認定特定非営利活動法人 エルタ
代表者	理事長 小林 康男
事業所名	ショートステイ エルタ
管理者名	管理者 渡邊 良太
所在地	福島県福島市東浜町10番16号
電話番号	TEL：024-573-9123 FAX：024-573-9131
入所定員	さくらユニット10名・すみれユニット10名 計20名
介護保険法	事業者番号 第0770106102

(3) 当事業所の職員体制

職種	職員数	業務内容
管理者	1名	職員・業務の一元管理・法令順守の指揮命令。
医師	1名	利用者の健康管理、療養上の指導を行います。
生活相談員	1名以上	利用者の日常生活上の相談・援助等を行います。
栄養士	1名以上	利用者の栄養や身体 の状況及び嗜好を考慮した献立の作成、調理指導等を行います。

看護職員	1名以上	利用者の健康維持のための適切な措置をとります。
機能訓練指導員	1名以上	利用者の状況に応じ機能訓練を行う。
介護職員	7名以上	予め短期入所生活介護計画を作成し、その計画に基づき、介護員が、利用者の生活全般援助等を行う。

(4) 事業所受付窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日 ～ 金曜日（土・日・祝祭日）を除く
営業時間	8：30～17：30

(5) サービス提供可能な日と時間

サービス提供日	365日
サービス提供時間	24時間

2 通常のサービス提供地域

サービス提供地域	福島市、伊達市、桑折町、国見町
----------	-----------------

※通常のサービス提供実施地域の利用者は、交通費の自己負担はありません。

通常のサービス提供実施地域以外の利用者の方から居宅介護支援の要請があった場合は、実施地域の境界から1km当り50円（片道、消費税込）の交通費がかかります。

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	内 容
食事	【朝食】7：30 【昼食】11：45 【夕食】17：45
入浴	1利用にあたり1回以上、1週間に2回以上の入浴を行います。
介護	サービス計画に沿った、更衣・排泄・食事等の介助、移乗・移動の介助、洗濯、体位交換、シーツ交換等。
生活相談	生活相談員に介護以外の日常生活に関する事も含めて相談できます。
機能訓練	利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善または、維持の為の機能訓練を行います。
理美容サービス	予約制により訪問理美容によるサービスを提供できます。（料金は別途）
レクリエーション	季節に応じた行事を計画し行っています。（別途参加費を頂く場合あり）

(2) 利用料と加算

① 短期入所サービス利用料金

ご利用料金については、別紙1、加算・減算については、別紙2記載の通り

② キャンセル料について

サービス提供の24時間前までに連絡があった場合	キャンセル料は不要です
サービス提供の12時間前までに連絡があった場合	利用料金の25％
サービス提供の12時間前までに連絡がなかった場合	利用料金の50％

※但し、やむを得ない事情の場合には、キャンセル料の請求は致しません。

(3) 支払方法

当月分を1か月毎に精算し、翌月の15日以降に請求書を発送致します。

① お支払いは原則として下記指定の銀行から27日に口座振替でお願いします。

東邦銀行・大東銀行・福島信用金庫・福島銀行・福島県内J A

4 サービスのご利用について

(1) サービスの利用開始

当事業所に依頼があった後、電話連絡により日程調整し当職員が訪問させていただきます。

サービス提供に関しては、希望を踏まえて「居宅サービス計画書」を基に「短期入所生活介護サービス計画書、介護予防短期入所生活介護サービス計画書」を作成し、計画書に沿ったサービスを提供させていただきます。

※居宅サービス計画の作成を依頼している介護支援専門員に相談下さい。

5 秘密保持と個人情報の保護ついて

(1) 利用者、その家族に関する秘密の保持について

事業者、サービスの提供をする上で知り得た、利用者、及びその家族に関する情報を、理由なく第三者に漏らしません。この秘密保持義務は、

契約終了後も継続します。

(2) 個人情報の保護について

契約者に係るサービス担当者会議等正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意書を文書により得た上で、契約者又はその家族の個人情報をを用いることができるものとします。

6 虐待防止に関する措置

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待防止等の為、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止する為の従事者に対する研修の実施し、知識や技能の向上に努めます。
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備をしています。
- (3) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知します。
- (4) 虐待防止のための指針を整備しています。
- (5) 成年後見制度の利用を支援します。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者または擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。
- (7) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者 渡邊 良太
-------------	-----------

7 提供するサービスの第三者評価の実施状況

(1) 実施の有無 (有・無)

8 事故発生の対応及び賠償責任

契約者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、ご家族、契約者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録します。又、当事業所が利用者に対して行った介護サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

9 非常災害時の対応

火災、地震、水害等の非常災害に関して具体的な対処計画を立て、それらの非常災害に備えて定期的に避難・救出その他必要な訓練を行っています。

10 緊急時における対応方法

サービス提供中に容態の急変等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、ご家族、担当の介護支援専門員に連絡をとるものとします。

緊急時対応窓口	ショートステイ エルタ
	TEL：024-573-9123
	担当者：渡邊 良太 ・ 菊池 ともえ

11 サービス内容に関する相談、苦情について

(1) サービスの終了

- ① 利用者はいつでも申し出ることにより、本契約を解除することができます。
- ② 事業所は次の理由に当てはまる場合、利用者に対して、文書で通知することにより、本契約を解約することができます。
 - 1) 利用者のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく連続して3ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず14日以内に支払われない場合。
 - 2) 利用者が事業所職員に本契約を継続し難い程の背信行為を行い、その状態が改善されない場合
- ③ 次の事由に該当した場合は本契約は自動的に終了します。
 - 1) 利用者が社会福祉施設に入所した場合。
 - 2) 利用者の要介護認定・要支援認定区分が非該当の場合。
 - 3) 利用者が死亡した場合。
 - 4) やむを得ない事情により事業所を閉鎖する場合。
- ① 当事業所の相談、苦情窓口

事業所相談・相談窓口	ショートステイ エルタ
	TEL：024-573-9123
	担当者：渡邊 良太 ・ 菊池 ともえ

② その他苦情申出連絡先

苦情受付機関	福島市 介護保険課	TEL：024-525-6587
	福島県国民健康保険団体連合会	TEL：024-528-0040

12 その他運営に関する重要事項

事業所は、従業者の資質向上の為に次の通り研修の機会を設けるものとし、又、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
- (2) 継続研修 毎月1回以上

2 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は認定特定非営利活動法人エルタと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

13 その他の留意事項

(1) 利用の中止

利用途中にサービスを中止して退所をする場合、退所日までの日数を基に計算します。

又、以下の事由に該当する場合、利用期間中でもサービスを中止し退所していただく場合があります。

- ・利用者が中途退所を希望した場合。
- ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合、又は、感染症等の罹患により他利用者への感染の危険性が高い場合。
- ・他の利用者の生命又は健康に重大な影響を与える行為があった場合。
- ・その他、事業者が利用の継続が困難と判断した場合。

(2) 施設利用にあたっての留意事項

- ① 面会：面会時間は特に定めません。ご都合の良い時間においでください。但し、感染防止対策によっては、面会方法の変更・面会の制限・面会の中止をする場合がございます。
- ② 喫煙・飲酒：基本的な考え方としては、喫煙・飲酒共にご遠慮いただきます。希望の方に関しましては、ご相談下さい。
- ③ 所持品の持ち込みについて：可燃物、刃物、劇薬指定物等、利用者の共同生活の場として不適切なものについての持ち込みは一切お断りいたします。尚、高価な物や、紛失等で困る品物等の持ち込みもお断りいたします。
- ④ 介護現場におけるハラスメント：「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」においての他利用者様又は、職員に対する身体的、精神的、性的なハラスメント、又は著しい迷惑行為と認められる場合は、契約を終了する場合がございます。

(3) 施設、設備の使用上の注意

- ① 居室及び共用施設・敷地は、その本来の用途に従って利用して下さい。
- ② 故意、又は僅かな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設・設備を壊したり汚したりした場合には、利用者の自己負担により現状回復をしていただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合がございます。
- ③ 利用者に対するサービスの実施及び安全衛生上や管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。但し、その場合ご本人様のプライバシー等の保護について十分な配慮を行ないます。
- ④ 当施設の利用者や職員に対し、迷惑行為や宗教活動及び営利活動を行うことはできません。